

人的資本経営時代の知財法務

グループ会社の知財・労働法務

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

近年、コーポレートガバナンスを巡る議論では、グループ会社を対象とした検討が盛んに行われてきた。背景には、従来のガバナンス論が企業集団における親会社本体に着目し、法人単位での検討に注力してきた一方、実際の経営はグループ単位で行われるという実態との乖離が指摘されたことが挙げられる¹。さらに、後継者不足による中小企業のM&Aの展開に伴い、グループ化という問題は、大企業に固有の問題ではなくなりつつある²。もっとも、「グループ単位でのガバナンス」という場合に意図されることは多義的である。具体的にどのような場面における、どのような対応がグループ企業としての企業に求められているのか、という各論を検討する必要性が高い。

知的財産に限ってみれば、グループ単位での知的財産管理は、かつて、知的財産信託の文脈で論じられることが多かった。他方、近時のグループ会社による特許権行使や職務発明関連紛争、親会社・子会社間での機密情報のやり取りと統制といった、実務上の諸論点を踏まえると、グループ会社のガバナンスという文脈で議論されるべき論点は、より多様である。

さらに、知的財産の企業グループでの適切な管理は、単に知的財産権の帰属先の移動だけで行われることは少ない。知的財産管理・研究開発部門の法人内での設置・異動に伴うグループ内での人材の移転や、全社的な機密管理体制の整備のように、関係する人材の配置の他、場合によっては組織再編をも伴う形で、知的財産のグループ内での管理は行われてきた。

以上を踏まえ、今回は、グループ会社という文脈において、知的財産法や労働法上、問題となる点を、それぞれについて概観する（第2）。その後、双方の知見に基づいた対応が必要となる論点をいくつか取り上げる（第3）。

1 経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）」（https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/pdf/20190628_group_gov.pdf（2025年7月20日・最終閲覧））5頁（2019年6月）。

2 経済産業省関東経済産業局産業部中小企業金融課「中小企業における生産性向上等に向けたグループ化取組事例集」（https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/jigyoshokei/data/20250425chusho_jirei.pdf（2025年7月20日・最終閲覧））5頁（2025年3月）。

第2. グループ会社における知財・労働法務の位置づけ

1. グループガバナンスの現況

グループガバナンスに係る日本の会社法上の規定として、内部統制システムの整備に関する規定や、グループ会社の頂点に位置する親会社株主の子会社に対する権利行使の規定、親会社の監査役等の権限、取締役の善管注意義務や忠実義務に関する規定が例示されてきた³。大阪地判令和6年1月26日（平成28年（ワ）第7406号）において、子会社の業務に関する親会社取締役の任務懈怠責任が争われているように、実際の紛争事例で問題となる場面も存在する。ただし、企業集団としてのグループ会社を直接に規律する会社法上の規定は少ないとされ、コーポレートガバナンス・コードの記載も、限定されていることも指摘されてきた⁴。

2. グループ会社と知的財産

(1) グループ会社における知的財産管理

グループ全体での企業価値の向上や、子会社のコンプライアンスといった、市場がグループ会社の親会社に対して対話を期待する事項は、知的財産権と密接に関係する。企業価値の向上の重要な源泉は、事業の柱となる知的財産であることが多い。さらに知的財産権の対象となるコンテンツやテクノロジーの利活用におけるコンプライアンス違反が、会社全体のガバナンスの問題として、企業価値を毀損する例は散見される。

他方、グループ会社の知的財産管理は、従前から盛んな検討が行われてきた。具体的には2004年末の信託業法改正によって引受可能な財産の限定が撤廃された際、議論は活発化している⁵。信託業法改正によって、グループ内の知的財産権の管理・集約の法的手段が拡充されることになったためである⁶。

グループ内での知的財産管理部門の一元化策として、知的財産部門の分社化も行われるようになった。かかる背景から、弁理士又は弁理士法人以外の者による業務を制限する弁理士法と、分社化によるグループ内での知的財産管理の一元化策の関係が問題とされた。この議論は、通常の知財部門と分社化の相違は、部門が独立した法人であるか否かという形式上の点のみであるとした上で、管理会社に弁理士が所属する場合にはサービスを提供するグループ会社の範囲を明確にすることで代理業務の報酬は直接に依頼元のグループ会社から賃金の形で得ていると構成でき適法であること、弁理士が所属しない場合には出願資料自体ではない基礎資料の作成に係る支援業務に留める必要があるという結論に至っている⁷。

3 商事法務研究会「グループガバナンスの在り方に関する調査研究業務報告書」（<https://www.moj.go.jp/content/001317223.pdf>（2025年7月20日・最終閲覧））89-90頁（2020年）。

4 TMI総合法律事務所コーポレートガバナンスプラクティスグループ編『コーポレートガバナンスの法務と実務』239-240頁（商事法務、2024年）。

5 知的財産権の信託に係る信託業法改正の経緯について諏訪野大「グループ会社以外の他社産業財産権の信託を引き受ける信託会社の法的環境と今後の課題」知財管理Vol.72, No.3, 282-283頁（2022年）。

6 当時の議論の一例として飯田秀郷「グループ会社化における知的財産管理のあり方」知財管理Vol.56, No.1, 33頁（2006年）。

7 産業構造審議会知的財産政策部会「弁理士制度の見直しの方向性について」（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/index/01.pdf（2025年7月11日・最終閲覧））35-36頁（2007年）。